

1. 遺伝性腫瘍専門医試験についてですが、2024年までは経過措置が適応されるとの認識でよいでしょうか？

ホームページによると、継続して1年以上会員であることと記載ありますが、遺伝性腫瘍専門医規則・細則では専門医認定試験は学会員になり3年以上経過と記載されております。

⇒ 2024年までは経過措置が適応されます。

通常試験の場合は、学会員3年以上ですが、経過措置で受験される場合は、会員歴1年以上で申請資格あります。

2. 経過措置として遺伝性腫瘍の臨床に関連した10症例を担当・陪席すると記載がありますが、これは認定施設での症例である必要があるのでしょうか？

⇒ 通常試験の場合は、認定施設での症例経験のみですが、経過措置の場合は、研修施設は問いません。

3. 専門医研修開始届は経過措置終了後に適応になるのでしょうか。

⇒ 経過措置期間中の申請であれば、開始届は必要ありません。

ただ、経過措置中に申請できない状況になった場合は、申請資格取得までに

更に時間を要しますので、御心配なら専門医研修開始届を事前にだされることをおすすめいたします。

4. 遺伝性腫瘍に関連する学術集会とは、どの学会参加が必要なのか細則に明記すべきと思います。例えば、人類遺伝学会や、がん治療学会、臨床腫瘍学会などのがんに関連する学会でもよいのか、消化器病学会などもいいのか、など。

⇒ 遺伝性腫瘍に関連したシンポジウム等が含まれる学術集会（全国・地方）を含みます。申請の際に、該当することがわかるプログラム等の送付を追加で依頼する場合があります。

5. 継続して1年以上、日本遺伝性腫瘍学会の会員である者。とありますが、どの時点までに1年以上会員であればよろしいでしょうか。例えば、2022年度の試験日まで1年経過していればいい（試験申し込み時点では1年に達していなくてもいい）。と考えてよろしいでしょうか。

⇒ 試験申込時点で受験資格を確認しますので、その時点で入会一年以上の経過は必要です。

6. (申請時から遡って過去 5 年間に、学術集会での遺伝性腫瘍に関連した演題発表は、計 2 回を誌上発表 1 編と見なすことができる。共同演者も含む。) とありますが、この学術集会は「日本遺伝性腫瘍学会学術集会」に限定されるのでしょうか。

⇒演題発表については、以下に挙げるものを基本としますが、発表内容などを考慮します。

- ①遺伝性腫瘍に関連する国際規模または全国規模の学術集会
 - ②国際規模または全国規模の学術集会における遺伝性腫瘍に関連した演題
 - ③遺伝性腫瘍に関連するガイドラインを作成している研究会またはコンソーシアムにおける遺伝性腫瘍に関連した演題
- 例) JOHBOC 学術集会、大腸癌研究会
- ④医中誌に会議録が収録されている地方会
 - ⑤その他 (遺伝性腫瘍専門医制度小委員会が認めたもの)

7. 小委員会が認めた研修会 (細則 9 条 2(5) および細則第 11 条の 2(4)) とありますが、具体的にはどのようなものがみとめられるのでしょうか。

⇒現在、以下に挙げる研修会を認めています。

- 日本遺伝性腫瘍学会
 - 遺伝性腫瘍セミナー
 - 遺伝性腫瘍アドバンスドセミナー
- 日本人類遺伝学会
 - 遺伝医学セミナー
 - 遺伝医学セミナー入門コース
 - 臨床細胞遺伝学セミナー
 - 遺伝カウンセリング(GCRP)研修会
- 日本遺伝カウンセリング学会
 - 遺伝カウンセリング研修会
 - 遺伝カウンセリングアドバンスドセミナー
- 日本産婦人科遺伝診療学会
 - 学術講演会遺伝カウンセリングロールプレイ研修会

7. (2) 遺伝性腫瘍の臨床に関連した 10 例以上の症例を担当もしくは陪席すること。

(経験症例概要計 10 例、うち詳記 3 例を提出する。)

過去の症例を使用予定ですが、申請時から遡って過去何年前までという縛りは特にないでしょうか？また主治医としての担当ではなく、遺伝カウンセリング担当であっても問題ないでしょうか？

⇒ 何年前までという縛りはありません。主治医でなくてもカウンセリングを担当されていたら構いません。

8. 申請時から遡って過去5年間に、遺伝性腫瘍に関連した論文(総説を含む)を1編以上、誌上発表すること。共著者も含む。

こちらは査読付き論文のみでしょうか?英文、和文どちらでも可能でしょうか?

また、和文教科書も対象になりますでしょうか?総説等の場合、全編が遺伝性腫瘍に関連した論文ではなく、一項として遺伝性腫瘍に触れられているものでもOKでしょうか。

⇒ 査読付きの論文であれば、和文でも可です。和文教科書に関しては、査読の有無も含め、審査の段階で却下される可能性がありますのでご注意ください。

PubMed、医中誌、J-Stageにて検索できる論文を業績と評価しております。

9. 研修開始申請書を提出している場合、異動したら研修施設の変更届は必要でしょうか。

⇒ 研修施設変更届の提出をお願いします。

10. 2021年度遺伝性腫瘍専門医試験申請時の経過措置として遺伝性腫瘍の臨床に関連した10症例に関してですが、遺伝子検査や遺伝子パネル検査などで何も遺伝子変異が見つかっていなくても遺伝カウンセリングを行った症例などは含まれるのでしょうか?

⇒ 家族歴や既往歴から遺伝性腫瘍を疑って遺伝学的検査を行い、遺伝カウンセリングを担当(陪席を含む)した場合、検査結果に関わらず経験症例とする。

11. (専門医申請の)症例概要や詳記の書式に、研修施設番号を記載する項目がありますが、私の所属する病院の施設番号が分かりません。研修認定施設としての要件は満たしていると思うのですが、認定されているのか、誰が暫定指導医なのかも分かりません。

⇒ 経過措置として専門医は、研修認定施設での研修を義務付けていません。

空欄としてください。

12. 現在、遺伝性腫瘍に関する論文がアクセプトされた状況ですが、誌上発表されるのは、おそらく2021年9月になります。その場合、アクセプトされている証明ができれば、論文実績としての申請は認められるでしょうか。

⇒申請時までには誌上発表されていない論文（アクセプト中）は認めない。

13. 「遺伝性腫瘍の臨床に関する10例以上の症例」の担当もしくは陪席は、海外の症例でも認められますでしょうか。

⇒日本の専門医資格ですので、海外の症例は認めない。